附則第十七条の三を次のように改める。

（キャリアアップ助成金に関する暫定措置）

第十七条の三　第百十八条の二第一項第一号ハ(1)(i)又は(ii)の措置を講じた事業主に係る同条の規定の適用については、平成二十八年三月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号イ	又は(2)	から(5)まで
	十人	十五人
	支給に限る	支給に限る（前号ハ(1)(i)ロの転換又は同号ハ(1)(i)(ホ)の雇入れの措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合にあつては、当該措置に係る支給は十人までの支給に限る。）
	同号ハ(1)(i)(イ)の転換又は同号ハ(1)(i)(ニ)の雇入れ	同号ハ(1)(i)(イ)の転換
	三十万円	四十万円
	四十万円	五十万円
	(2)　前号ハ(1)(i)の措置（同号ハ(1)(i)(イ)の転換又は同号ハ(1)(i)(ニ)の雇入れを除く。）を講じた場合　対象者一人につき十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）	(2)　前号ハ(1)(i)の措置（同号ハ(1)(i)(ロ)の転換又は同号ハ(1)(i)(ホ)の雇入れに限る。）を講じた場合　対象者一人につき十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）
		(3)　前号ハ(1)(i)の措置（同号ハ(1)(i)(ハ)の転換に限る。）を講じた場合　対象者一人につき二十五万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）
		(4)　前号ハ(1)(i)の措置（同号ハ(1)(i)(ニ)の雇入れに限る。）を講じた場合　対象者一人につき五十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）
		(5)　前号ハ(1)(i)の措置（同号ハ(1)(i)(ヘ)の雇入れに限る。）を講じた場合　対象者一人につき三十五万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）
第一項第二号ロ	二十万円）	二十万円）（当該措置がその雇用する有期契約労働者等の短時間正社員への転換である場合にあつては、対象者一人につき二十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、三十万円））
第二項	同項第二号イ又はロ	附則第十七条の三の規定により読み替えて適用される同項第二号イ又はロ
	対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）	対象者一人につき四十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）
	母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき四十万円、その他の労働者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき五十万円、その他の労働者一人につき四十万円）	母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき五十万円、その他の労働者一人につき四十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき六十万円、その他の労働者一人につき四十万円）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二条の五第二項第一号イの再就職援助計画又は同項第二号ロの求職活動支援基本計画書を都道府県労働局長に提出した事業主に対する再就職支援奨励金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧雇保則第百十八条の二第一項第一号ハ(1)(i)又は(ii)の措置を講じた事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧雇保則第百二十五条第一項第一号に規定する一般型訓練、若年人材育成型訓練、成長分野等人材育成型訓練、グローバル人材育成型訓練、熟練技能育成継承型訓練、対象認定実習併用職業訓練を実施する事業主又は自発的職業能力開発経費を負担する事業主に対するキャリア形成促進助成金の支給については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧雇保則第百三十三条第一項第一号ハに規定する一般職業訓練又は有期実習型訓練を実施する事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。

と、同号ロ			
と、同号イ(3)中「対象者一人につき二十五万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき三十万円、その他の労働者一人につき二十五万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき三十万円）」と、同号イ(4)中「対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき四十万円、その他の労働者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき五十万円）」と、同号イ(5)中「対象者一人につき三十五万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき四十五万円、その他の労働者一人につき四十万円」と、同号ロ	と、「対象者一人につき二十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき三十五万円、その他の労働者一人につき三十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき四十万円、その他の労働者一人につき三十万円）」とする	第三項	七万五千円
			十万円
	と、「対象者一人につき二十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき三十五万円、その他の労働者一人につき三十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき四十万円、その他の労働者一人につき三十万円）」とする		十五万円
			二十万円